



弁護士 岸田鑑彦
社若経営法律事務所

Vol.77

★サービスエリア等での滞在時間は休憩か労働時間か？

運送業においてしばしば問題になる休憩か待機（労働時間）かの論点ですが、路上駐車できない場所での停車や場所取りのための停車等については、労働から開放されているとはいえ労働時間と認定される可能性が高いのが実際です。

一方で、サービスエリアやパーキングエリアなどトラックもきちんと駐車できるスペースが確保されている場所やトラックステーション（食事、休憩、仮眠、入浴等ができる施設）などでの停車については、トラックから自由に降りることができ、労働から解放されているとして休憩と認定されやすいです。

今回ご紹介するM事件（東京地裁令和元年5月31日判決）は、サービスエリアやトラックステーションでの滞在時間が、労働時間か否かが争われた事件です。

1 どんな荷物を運んでいたか

主に約350キログラムから約500キログラムの重量のある医療用精密機械を運んでいました。

2 積載貨物の取り扱い

価額が500万円以下の場合には会社の負担により、同額を超える場合は顧客の負担により、保険に加入し、積載貨物が輸送中に損壊したり、盗難に遭ったりした場合にはその保険により補償されるようになっていました。

3 トラックの構造

4トントラックで、荷台は一定の強度を

有するアルミ素材が用いられており、外部から破壊することは困難な構造で、車両後方に装着されている電動リフトも一定の強度を有するアルミ素材が使用されており、荷台はエンジンキーを用いないと開閉しない仕組みとなっていました。

4 サービスエリアでの過ごし方

長距離運行中、車内で、睡眠を取ったり、食事を取ったり、飲酒したり、テレビを見たり、お手洗いに行ったり、飲食物を購入したり、併設されている入浴施設で入浴したり、食事をとったりするなどして過ごしていました。特に会社は、サービスエリアで、トラックから離れたり、上記行動をとったりすることを特に禁止しておらず、休憩、宿泊等を取る時期、場所等についても、逐一指示することはなく、ドライバーの裁量に委ねていました。

5 ホテルでの過ごし方

長距離運行中、ホテルに滞在、宿泊した際は、朝と夜の2回程度駐車したトラックの様子を確認することはあったものの、その他の時間は、ホテル内の客室において携帯端末を用いてニュース記事を見たり、ゲームをしたり、テレビを見たり、飲食のために外出したりするなどしていました。

6 トラックステーションでの過ごし方

長距離運行中、トラックステーションを利用した際は、トラックを駐車して車内で過ごすほか、トラックを離れて同施設等に

において入浴したり、食事を取ったりするなどしていました。

7 これらの滞在時間は労働時間か

原告らは、輸送中に積載貨物を盗難被害等に遭う可能性があり、その場合には運転手が責任を問われるおそれもあること、積載貨物は高価な精密機械であることなどの観点から、常時監視しなければならない職務上の義務があるとして労働時間であると主張しました。

8 裁判所の判断

裁判所は、就業規則にトラック運転手の服務心得として受託貨物は細心の注意を払って大切に扱う旨の定めがあるものの、この規定から直ちにトラック運転手が積載貨物を常時監視する義務を生じさせるものと解することはできないし、その他の労働契約や就業規則等をみても、それを義務付けるような規定等は存在せず、実際に、会社がトラック運転手に対して、トラックから離れずに積載貨物を監視するように指示したことはないと認定しました。

さらに、積載貨物が主に約350キログラムから約500キログラムの重量のある医療用精密機械であるので、当該貨物のみを窃取するという形態の盗難の可能性は高くないし、有害・危険な毒劇物等の貨物などとは異なり、その貨物の性質上からして常時監視が必要となるような性格のものでもない指摘し、加えて、積載貨物には保険が掛けられていることに鑑みれば運転手が適切にエンジンキーを管理している限り盗難等のおそれは低いこと、エンジンキーを適切に管理していたにもかかわらず盗難が発生した場合に当該運転手に対して制裁を科すような内部規程も見当たらないこと

を指摘し、積載貨物の価額や盗難の可能性等を起点として積載貨物を常時監視することが義務付けられていると解すべきことにもならないと判断しました。

そして、実際に上記「4」から「6」のような過ごし方からすれば、そもそも積載貨物を常時監視していたとは認め難いし、会社もこれらの行動を特に規制するような指示はしておらず、むしろトラック運転手の裁量にゆだねていたことから、これらでの滞在時間は、業務から解放されて自由に利用できる状態に置かれた時間であると判断しました。

9 判決の内容について

裁判所は、本件において労働時間か否かを判断するにあたり、会社からの指示があったかなかったかという点にまず注目しています。具体的な業務指示の有無だけではなく、就業規則や雇用契約書の記載も気にしています。また、具体的な業務指示の有無という観点だけではなく、積載貨物の内容、トラックの構造、盗難可能性や、盗難の場合の責任の所在等、業務の性質にも着目しています。そのうえで、実際の過ごし方も踏まえて判断をしています。

結論は妥当ですが、サービスエリアやパーキングエリア等での滞在であれば、当たり前前に休憩時間になると安易に考えず、会社が常時監視するように指示を出していないか（不用意に指示を出すと労働時間ではないかという議論に巻き込まれてしまいません）や業務の性質から常時監視が必要ではないか等の細かいところにも注意し、後で、労働時間だと言われたいような取り扱いにすることが会社に求められます。